

山口県報

平成 20 年
7 月 4 日
(金曜日)

目 次

規則	風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課).....	一
告示	指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....	一
	道路の位置の指定(建築指導課).....	二
	山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....	二
公告	大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....	二
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(四件)(商政課).....	三
	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....	五
	開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....	五
	公安委規程.....	五
	山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....	五
	公安委告示.....	五
	技能検定員審査の実施.....	五
	教習指導員審査の実施.....	六
	風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	



平成二十年七月四日

山口県規則第五十三号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第
二十六号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第一号を次のように改める。
 - 一 独立行政法人森林総合研究所
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保
安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十年七月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定に関する告示(平成十二年山口県告示第三百二十六号)、保安林の指
定に関する告示(平成十二年山口県告示第六百八十五号)及び保安林の指定に関する
告示(平成十三年山口県告示第五十四号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下
関市農林水産部農林整備課、萩市農林水産部林政課、岩国市農林経済部林業振興課、美
祢市建設経済部農林課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年七月四日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市南花岡二丁目一九七五の七、一九七五の八、一九七九の一、一九八一の一、一九八一の二及び一九八一の九	四・〇～六・〇	六〇・八	二六七・〇二
下松市南花岡三丁目一七八七の一四	四・五	二〇・二	九五・六七
光市室積中央町三三三六の二及び三三三六の三	四・〇	四八・八	一九九・三五

山口県告示第三百四十一号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十年七月四日

山口県知事 二井 関成

一の表中、
「下松交通安全協会 会長 谷昌喜」を「下松交通安全協会 会長 高橋勝」に、
「岩国西交通安全協会 会長 藤岡 利康」を「岩国西交通安全協会 会長 道本 幸生」に改める。



(二七九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年七月四日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパードラッグコスモス新下関店
所在地 下関市大字伊倉新下関西土地画整理事業地内三五街区二三号
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年二月二十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、五四二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の収容台数 五〇台
 - (二) 駐輪場の収容台数 一五台
 - (三) 荷さばき施設の面積 六〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一 二立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十年六月二十日

(二八〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年七月四日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームワイドプラス長府店

所在地 下関市長府才川一丁目六一六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

イオン九州株式会社 福岡市博多区博多駅南二丁目九番二一号 岡澤 正章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
---------	---------------------------	-----	-----

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	松井 博史	岡澤 正章
----------------------	---------------------------	-------	-------

四 届出年月日

平成二十年六月二十日

五 変更年月日

平成二十年五月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 新下関パワーセンター

所在地 下関市大字石原二七七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

イオン九州株式会社 福岡市博多区博多駅南二丁目九番二一号 岡澤 正章

株式会社チヨタ 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 舟橋 政男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	イオン九州株式会社	松井 博史	岡澤 正章

四 届出年月日

平成二十年六月二十日

五 変更年月日

平成二十年五月九日

(二八一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年七月四日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十年七月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス宇部厚南店

所在地 宇部市大字妻崎開作五二〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号 福島 長男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	坂倉 正宏	福島 長男

四 届出年月日

平成二十年六月二十六日

五 変更年月日

平成二十年四月一日

(二八二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年七月四日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス下松店

所在地 下松市大字末武下四二三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号 福島 長男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	坂倉 正宏	福島 長男

四 届出年月日

平成二十年六月二十六日

五 変更年月日

平成二十年四月一日

(二八三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年七月四日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス柳井店

所在地 柳井市古開作四三〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号 福島 長男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	坂倉 正宏	福島 長男

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
坂倉 正宏
福島 長男

- 四 届出年月日
平成二十年六月二十六日
- 五 変更年月日
平成二十年四月一日

(二八四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年二月二十二日山口県公告(六九)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年七月四日から同年八月四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン新南陽
所在地 周南市清水二丁目二三八〇之三
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二八五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年七月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
柳井市柳井字兩年
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳井市柳井五一七〇番地
寄本 吉美



山口県公安委員会規程第七号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年七月四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八の表中、「犯罪捜査課の職務」を「犯罪捜査課の職務」に改める。

別表第一の九の表中、「犯罪捜査課の職務」を「犯罪捜査課の職務」に改め、同表第十九条第二項の項中「第19条第2項」を「第20条第2項」に改め、同表第二十二條第二項の項中「第22条第2項」を「第23条第2項」に改める。

附則

この規程は、平成二十年七月四日から施行する。

山口県公安委員会告示第二十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十年七月四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査(大自二)

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円

- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十年八月六日(水曜日)及び同月七日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十年七月二十二日(火曜日)から同月二十八日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)
- 七 審査手数料
一万四千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	一千五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十年七月四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十年八月四日(月曜日)及び同月五日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十年七月二十二日(火曜日)から同月二十八日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大自二)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年八月五日(火曜日)及び同月六日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年七月二十二日(火曜日)から同月二十八日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 審査の種類	
二 審査の日時及び場所	
三 審査申請書の受付期間及び時間	
四 審査申請書の提出先	
五 提出書類	
六 運転免許証の提示	
七 審査手数料	

一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二	技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円
備考	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減するものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

平成二十年七月四日印刷
平成二十年七月四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）